

岡山県人権教育推進委員会第54回会議のまとめ（概要）

日 時：令和5年8月9日（水）

13：30～15：30

場 所：ピュアリティまきび

1 開会

2 審議日程

3 会長・副会長の選任

- ・桑原会長、中井副会長、吉利副会長を選出

4 議事

(1) 「第4次岡山県人権教育推進プラン」に基づく人権教育の推進について

○令和4年度の実績

- ・事務局及び各幹事から資料に基づき説明

(委員)

悩みや不安を抱えた時の匿名相談アプリ（STANDBY）の利用状況を伺いたい。

(人権教育・生徒指導課長)

STANDBYについては、現在、全ての県立学校に1人1台端末が入っており、令和4年7月の段階で本アプリを一括してインストールしている状況にある。令和4年度の投稿数は、1,368件であり、友人や家族、成績の悩みなどの相談をチャット形式で受けている状況である。

(委員)

院内学級は義務教育段階までとなっているが、高等学校段階における院内学級在籍に相当する生徒への支援の状況について伺いたい。

(高校教育課長)

病気療養が必要な高校生への対応については、長期入院が必要な生徒に対しては、オンラインでの授業参加が制度化されており、学校で行われている授業を病院に配信し、それを受信することで授業に参加したとみなせることとしている。

(委員)

第4次岡山県人権教育推進プランには、具体的な取組についての記載はない。具体的な取組はどうか。

(事務局)

人権教育推進プランについては、プラン3Pに記載のとおり、人権教育行政の基本方針を示しているものであり、具体的な取組は記載していない。この基本方針に基づき、各課や県全体で具体的な取組を進めている。

(委員)

資料15Pに記載の総合教育センター研修に係る各人権課題の取り上げ方を見ると、よく取り上げられているものとそうでないものに差があるが、全体的な計画のバランスについて伺いたい。

(事務局)

総合教育センターの研修については、対象者の分掌や経験年数を考慮して、取り上げる人権課題を決めているため偏って見えるが、それを補うものとして、例えば、人権教育の研修テキストを準備し、研修を補完できる形にしている。また、特に人権教育担当者研修で扱う課題は、年度ごとに、センターと相談して決めている。

(委員)

アイヌ問題に関しては世間の理解が進んでいない状況にあるのでしっかり取り組んでいただきたいし、子どもの権利条約にある、子どもが提言できる権利に関しては、各学校でそうした機会がきちんと保障されているということを確認できた方がよいと考える。

(2)「互いに多様性を認め支え合う社会」の構築に向けて、人権教育として大切にしたい視点や必要な取組等について

- ・事務局から資料に基づき説明

(委員)

共生社会の実現を目指して人権教育の充実を図っているとのことであるが、現在の取組は、差別する側とされる側が線引きできる構造になっていることに問題があると考えます。例えば、このたびのコロナ感染症は、両方の立場になりうる事例であったが、人権教育には、そうした事例を活用するなどして、差別する側、される側の両面に立てるようなアプローチも必要ではないか。

(委員)

6月14日に認知症基本法が制定されたところであるが、認知症については誰もが当事者になりうる可能性がある。そうした他人ごとではなく自分ごととして考えるという視点が全般的な人権問題の基本であると考えている。

(委員)

加害と被害の両方の立場を理解することが大切である。また、同和問題の視点も変わってきており、今までの「何故、差別をされるのか」という視点の同和教育から、2000年代前からは「何故、差別をするのか」という視点に変わってきた。そして、これからは「何故、差別しなかったのか」という視点も加えていくべきであり、そうした差別をしなかった人々のロールモデルを学ぶことが差別をなくすことにつながるのではないかと考える。

(委員)

共生とは許容することではないかと考えており、許容することが大切である。このたびのコロナ感染症では、人々が許容するかしないかの判断に死亡率という数字が大きく影響したが、そうした数値という視点も取り入れながら、許し認める気持ちをもっと前面に押し出した人権教育に取り組んでいただきたい。

(委員)

大事なことが5点あると考えている。まず1つ目は、職業の差別意識に関しては、多様なキャリアや仕事に早くから触れることが大切であり、仕事に上下があるわけではなく、自由に選択して良いということを経験すべきであるということ。2つ目は、例えば、障害のある方と日常的に触れ合う機会がないと違いや違和感を持ってしまうので、そうした方と一緒に過ごす時間や体験をなるべく多く持つ必要があるということ。3つ目は、例えば、ジェンダーの問題のように、海外では既に常識であることが日本ではまだまだということが多くあることから、海外の事例を知り、日本の今の常識が世界の常識ではないことをきちんと理解する必要があるということ。4つ目は、例えば、リーフレットのイラストで言えば、一つのパターンを示すことで他のパターンが当てはまらないと思われることもあるため、視点が画一的にならないよう慎重な対応が必要であること。5つ目は、市民社会スペースのように、自由に議論できる場所や機会を教育の中でも保障する必要があるということである。

(委員)

子どもたちの外国人に対する態度や行動は、学校でALTと触れ合うことで変わってきた。また、学校現場での様子を見ると、性別違和の子どもへの対応も子どもたちの年齢が低ければ低いほど、その受容はスムーズであるように感じており、共生していくためには、多様な価値に早くから触れることが大切である。また、そういった環境を担保するために、例えば、特別支援教育における居住地交流のように、意図的に仕組んでいくことは学校教育に必要ではあるが、それをどう日常に落とし込んでいくかが難しいと考えている。

(委員)

教員の中には特別支援学校に勤務したことで価値観に変化があったという者もいるが、そういった価値観の広がりが見童生徒にも還元されると、良い影響につながるのではないかと考える

(委員)

多様性を認め支え合う社会の構築に係る視点は、管内の学校では、書き方は様々だが必ず学校経営ビジョンに入っている状況である。まずは、校長がこれをやると宣言することが大切であり、教員はそれを踏まえ、自分は何ができるか考え、実践している。言葉に出す、文字で示すことが大切と考える。

(委員)

市内にハンセン病療養施設があることから、市内の学校へ義務教育の期間内に必ず1回は施設を訪問したり、元患者の方から直接、話を聞く機会を設けたりするよう要請しており、子どもたちにはそうした交流や体験の機会を繰り返し提供していくことが大切と考えている。性的マイノリティに関しては、市内の学校の中には制服を見直す際に、校則のことも含めて生徒と一緒に考え、取組を進めていったところもある。

生理の貧困に関しては、とりあえずやってみることで分かることがあるのではないかと、ということで学校の女子トイレに生理用品を置いたり、また、市役所や公民館にはスマートフォンを使用して生理用品を手に入れる機器を設置したりしているが、そうしたことをきっかけに、子どもも大人も問題に触れ、知るということに繋がっていくのではないかと考える。

(委員)

女性の働き方等に係る議論に関しては、全く変わっていないのが現状である。まずは同じ人間であることを認め、その上でお互いの違いを認め合う教育が小さい頃から行われるべきである。地域で働く方々が豊かになり、子どもたちがワクワクできる未来を描ける社会にするにはどうすればよいのかということをもっと皆で議論し合うべきである。また、

研修の後に、学習した内容を日常に落とし込んでいく必要がある。無関心が一番危うく、どのようにして一般市民の方まで幅広く普及させていくかが大事である。

(委員)

情報モラル教育については、学校教育の中で「～してはいけない」という禁止や制限をするだけの指導が多いと感じており、もっとインターネットの特性を理解させるための教育を進めていただきたい。学校に1人1台端末が入り、調べ学習の機会も多いと思うが、使うことに夢中になり過ぎて、検索した情報がどういうものなのか、検索結果の順番がどういうアルゴリズムで出ているのか、何故拡散するのかなど、インターネットの特性を正しく知ることがインターネットの正しい使い方に繋がり、差別の防止に繋がっていくと考える。

(委員)

人権擁護委員の立場から、人権について語り合うことを常日頃から身近な人とできることが大切と考えている。人権教室の実施回数は増えてきているが、その中でも、もっと中学生向けの人権教室が必要であり、多感な中学生と語り合いながら人権尊重の精神を養っていききたい。そのために、校長とどう信頼関係を構築していくかがこれからの課題と考えている。

(委員)

外国人に関し、現在問題となっているのは、移民や難民、技能実習生、それから新しい労働力としての特定技能などである。これからは、明るい側面の外国人との交流というよりは、自分の街に外国人が増え、日本語や英語ができない外国人と関わることの難しさなど、影の部分も顕在化していくことが予想される。故に、例えば、互いに理解し合えるよう、子どもたちが技能実習生が働いている地域の工場を見学するといった機会を少しずつ増やしていくべきと考える。

(委員)

子どもたちが柔らかい感性・感覚を持っているうちに、しっかりといろいろなことに触れさせることがとても大切だと再認識した。また、県教委の取組等の中で作成された動画やリーフレットなどが、地域の方がアクセスしやすいHPに掲載されていれば、地域の方も活用することができる。子どもたちは、学校はもちろん、地域の中でも育つことから、地域の方が自分の人権感覚を振り返る機会が必要と考える。

(委員)

人権教育推進プランの名称が少し堅いのではないかと。目指すものが「共生社会」なので

あれば、それをもっと前面に出した方がよいのではないか。本委員会の名称も、例えば「岡山県は共生社会を目指します」というような副題を付けてはどうかと考える。